



大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、公立大学法人大阪（以下「甲」という。）、株式会社竹中工務店・安井建築設計事務所グループ（以下「乙」という。）、大阪市（以下「丙」という。）、大阪府（以下「丁」という。）は、大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、令和 4 年 4 月に開学する大阪公立大学の森之宮キャンパス（以下「森之宮キャンパス」という。）の整備に際し、関係者の連携により建築物等における木材利用を促進するため、甲の「建築物の木材利用に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による建築物の木材の利用に関する構想

① 構想の内容

- ・甲は、森之宮キャンパスの整備にあたり、設計コンセプトである「知の森」体現の一環として、内外装等での地域産材（大阪府内産材）の積極的な活用や、木製什器の導入等の間伐材製品を活用することにより、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

② 構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、建設予定の森之宮キャンパス正面エントランスのピロティ軒天井において、地域産材（大阪府内産材）を中心に木質化を図るほか、その他可能な範囲において木材の利用促進を図る。
- ・甲は、乙と連携して木材利用の取組について、積極的に情報発信する。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

① 構想の内容

- ・乙は、甲による森之宮キャンパスにおける木材利用を促進するため、地域産材（大阪府内産材）の積極的な利用にかかる提案や技術的なアドバイスを通じて、森林資源の循環利用、ひいては 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

② 構想の達成に向けた取組の内容

- ・乙は、甲による森之宮キャンパスの整備にあたり、建設で求められる品質や量に関して、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。
- ・乙は、甲と連携して甲の建築物における木質化に係る取組について、積極的に情報発信する。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙及び丁による支援

丙及び丁は、森之宮キャンパスの整備において地域産材（大阪府内産材）の利用を推進させるため、甲及び乙に対して活用可能な補助事業等の情報提供や意見交換、木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介を行うとともに、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

大阪府内

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙及び丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力する。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙及び丁は、他の協定締結者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名の上、各自その一通を保管する。

令和 年 月 日

甲 公立大学法人大阪

理事長 西 澤 良 記

乙 竹中工務店・安井建築設計事務所グループ

代表者 株式会社竹中工務店 取締役社長

佐 々 木 正 人

丙 大阪市

代表者 大阪市長 松 井 一 郎

丁 大阪府

代表者 大阪府知事 吉 村 洋 文

